

平成 18 年度大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会  
利用対策部会  
第 2 回ガイド制度等検討ワーキンググループ

議事概要

◆日 時 平成 19 年 2 月 16 日 (金) 13:30~16:00

◆場 所 春日野荘 こまどりの間

◆出席者

<委員等>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 講師
海津 ゆりえ	(有)資源デザイン研究所 代表取締役
岩本 崇	山岳ガイドクラブ北山いこら 会長
尾上 忠大	森と水の源流館 事務局次長

<関係行政機関>

奈良県企画部観光交流局観光課	中西 康博	主任調整員
奈良県生活環境部風致保全課	奥野 雅信	係長
奈良県農林部森林保全課	白井 実	係長
上北山村地域振興課	中崎 和徳	課長
川上村産業振興課	横谷 好則	主幹

(以上敬称略)

<事務局>

環境省近畿地方環境事務所	統括自然保護企画官	田邊 仁
	国立公園・保全整備課長	柴田 泰邦
	自然保護官	石川 拓哉
同 吉野自然保護官事務所	自然保護官	羽井佐 幸宏
(株)スペースビジョン研究所	代表取締役	宮前 洋一
	取締役	宮前 保子
	研究主査	安場 浩一郎
	研究員	小川 菜穂子

◆議 事

- (1) 大台ヶ原におけるガイドのあり方について
- (2) 大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組みについて
- (3) その他

## ◆議事概要

### ○委員等からの主な意見等

#### (本検討におけるガイド制度の対象について)

- ・ 大峯などの周辺広域を含めると、関係する多くの周辺村との調整が必要になるので、今回のWGにおける検討対象は「西大台利用調整地区」に限定する方がよい。
- ・ ガイドに求められる資質は、その対象とする地域に応じて異なるので、西大台利用調整地区限定のガイドとすべきである。
- ・ 「自称ガイド」による事故が発生し、自治体でガイド制度を設ける流れが全国的な動きとなっている。条例等に基づくガイド制度を、短期間で確立することは技術的に難しいとしても、その方向性は共有しておくべきである。
- ・ 自治体におけるガイド制度の実施事例をみると、条例が設置されていない場合もある。条例の策定はひとつの手段であり、今回の資料では「条例等」と標記すべきではないか。

#### 【まとめ】

本WGで検討するガイド制度の対象は、当面「西大台利用調整地区」とすることについて合意がなされた。

#### (大台ヶ原におけるガイドのあり方について)

##### ■ガイド制度の基本的考え方について

- ・ 地域への貢献に関する内容として、「地域の活性化」ではなく、もう少し積極的な表現を使用すべきである。

##### ■ガイドに求められる資質について

- ・ ガイドに求められる資質の「意識」として、「もてなしの心」と「思慮深さ」のみでは不十分である。  
ガイドとしての「精神性」、「哲学」などについて追加すべきである。

#### (西大台利用調整地区におけるガイド制度について)

##### ■基本的な考え方について

- ・ 当面は登録制度から始めるとしても、将来的には「認定制度」を目指すことが望ましく、その方向性は示すべきである。
- ・ 登録制度を設けるだけでガイドの質を担保することは難しいので、ガイドの評価を行う仕組みが必要である。例えば、利用者からの意見聴取、第三者が客観的な審査を行うなどが考えられる。
- ・ ガイドの必要条件は大方整理されているが、今後、十分条件について検討すべきである。

##### ■ガイドの名称について

- ・ 西大台利用調整地区に限定するのであれば、「大台ヶ原ガイド」ではなく「西大台利用調整地区ガイド」と示すべきである。
- ・ 西大台と西大台利用調整地区のエリアは異なるため、その点についての整理も必要である。

##### ■ガイドの登録要件等について

- ・ 登録要件のうち、「基礎的な知識・技術等の保有」については、ガイド講習プログラムを受講する際の条件とすることも考えられる。また、どのような経験をもって、基礎的な知識・技術等の保有とみなすのか、今後整理が必要である。
- ・ 登録要件として、実務経験は必要である。

- ・登録の有効期間について、3年は長すぎるのではないか。自治体の事例では2年という設定が多い。

#### ■登録機関について

- ・登録事務の実施には費用と体制が必要であるが、西大台地区の協議会においてはどのような運用を考えているか。

⇒ [事務局] 西大台地区利用適正化計画検討協議会の事務局は環境省である。ガイドの登録に係る事務を協議会が行うとした場合、事務局である環境省が主体となるイメージである。

#### ■大台ヶ原ガイド講習プログラム（仮称）について

- ・ガイド講習プログラムについては、一定の日数が必要であり、また、修了にあたっては試験の実施（実技等）も必要ではないか。

- ・座学のみの講習プログラムでは不十分であり、実技も盛り込むべきである。

- ・ガイドの質の向上の観点から、登録後も1年に1回程度の講習が必要ではないか。

⇒ [事務局] ガイド講習プログラムについては、次回以降の議論となるが、現時点でのイメージとして、計3回（春、夏、秋）、各回2泊3日程度の開催を考えている。また講習プログラムの内容については、座学に加え、実技の実施も考えている。

- ・4つの登録要件に関する講習を、すべてガイド講習プログラムに組み込むことはできないか。

⇒ [事務局] ガイド講習プログラムは、大台ヶ原固有の知見や利用調整地区制度の意義等について重点的に実施していきたいと考えている。基礎的な知識・技術等については、対象範囲が広いえ、講習プログラムの日数も限られてくるので難しい。

- ・ガイド講習プログラムの中に、ガイドの保険や事故が発生した際の対応に関する講義が必要ではないか。

- ・エコツーリズム協会のガイド育成の講習プログラムでは、「法令知識」と「安全管理」を必須項目にしており、今回の講習プログラムにおいても、これらの内容は盛り込むべきである。

- ・高齢者が倒れる場合や急病人が出る場合などが想定されるので、ガイド講習プログラムの中には、医療に関する内容も必要ではないか。

#### 【まとめ】

西大台利用調整地区におけるガイド制度の仕組みとして、当面、登録制度から取り組むこと等について合意がなされた。

ガイドの登録要件における具体的な内容、登録機関の考え方、ガイド講習プログラムの内容については、次回WGでの検討事項とする。

#### (その他)

- ・今回の検討では、「ガイドの推奨」よりも「ガイドの育成」に重点が置かれていると考える。
- ・西大台利用調整地区ガイドとして、どのような魅力を伝えるかなど、ガイドプログラムの検討が重要である。
- ・各地で、ガイドの認識の甘さによる山岳事故が発生しているので、今回の制度が安易な「ガイドの量産」につながらないよう、慎重に検討すべきである。

[文責：近畿地方環境事務所]